

# デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

## デジタル社会形成基本法案（仮称）※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
  - ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定
- 〔IT基本法との相違点〕
- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
  - ・ ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針）
  - ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）
- ⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

## デジタル庁設置法案（仮称）

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
  - ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
  - ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣（仮称）のほか、特別職のデジタル監（仮称）等を置く
- ⇒デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
  - ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める49法律を改正）
  - ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
  - ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
  - ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
  - ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
  - ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）
- ⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

## 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（仮称）

- ✓ 希望者において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
  - ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする
- ⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

## 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（仮称）

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
  - ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設
- ⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（仮称）

- ✓ 地方公共団体の**基幹系情報システム**について、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用**を求める法的枠組みを構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

（出所：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）

**趣旨**

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため**、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

**概要****個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）**

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
  - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
  - ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
  - ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
- 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

**マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）**

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
  - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

**マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）****<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>**

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
  - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
  - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
  - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

**<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>**

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
  - ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
  - ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等
- 施行日：令和3年9月1日

**押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）**

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

○行政手続きや民間手続きにおいて、法令等又は慣行により、押印等を求めている制度を見直すことにより、国民の利便性の向上及び負担の軽減を図る

**行政手続**

○規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、各省庁が所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、押印・書面を求めている制度を見直すこととされた。

○国土交通省の所管省令においても、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の改正を実施。

**民間手続**

○規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、民間手続きにおける押印・書面に係る制度を見直すため、デジタル社会形成関係法律整備法(仮称)の中で、48法律【P】を一括改正。

○「不動産の鑑定評価に関する法律」についても、改正を行う予定。

**改正の概要**

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則(昭和39年建設省令第9号)等について、申請者等に対し押印を求めている以下の様式中の「印」を削除し、押印を不要とする改正を行った。

【不動産の鑑定評価に関する法律施行規則 別記様式】

- 別記様式 第五(不動産鑑定士登録申請書)
- 別記様式 第六(同 変更登録申請書)
- 別記様式 第七(不動産鑑定業登録申請書)
- 別記様式 第九(同 変更登録申請書)

【地価公示法施行規則 別記様式】

- 別記様式 第二(裁決申請書)

**改正の概要**

不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)について、鑑定評価書において、不動産鑑定士の署名押印のうち、押印を不要とする改正を行う。

【不動産の鑑定評価に関する法律 第39条】

- 不動産鑑定業者が、不動産の鑑定評価の依頼者に対し交付する鑑定評価書において、鑑定評価に関与した不動産鑑定士がその資格を表示して署名押印することが求められている。

<改正後>

- 鑑定評価書への押印を廃止し、署名のみで足りることとする。

※ 不動産鑑定士補についても同様の改正を行う

**施行日等**

令和2年12月23日公布、令和3年1月1日施行

令和3年5月19日公布、令和3年9月1日施行